

安平町過疎地域持続的発展市町村計画(素案)の概要について

■ 過疎地域持続的発展市町村計画とは

安平町は、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域の指定を受けており、地域の持続的発展と地域活性化に向けた過疎対策事業を推進していくための財政上の特別措置を引き続き活用していくために、当該計画の策定を行うこととしています。

安平町では、地域の持続的発展と地域活性化に向けた過疎対策事業を推進していくため、令和3年度を始期とする新たな「安平町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3～7年度)」を策定することとしています。

本計画では、小中学校の一体型の学校整備をはじめ、子どもから高齢者までが安心安全に住み続けられる環境づくり、人口確保による集落やコミュニティの維持確保など、安平町の自立促進と地域活性化を目指した計画内容としています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏などの都市部から地方への人口分散の動きがあることから、町内において活動できる環境づくりや誘導に取り組むとともに、町内への回遊交流を促す仕組みづくりを推進する内容となっています。

■ 過疎計画の構成

◇ 基本的な事項

(1) 安平町の概況 (2) 人口及び産業の推移と動向 (3) 市町村行財政の状況

安平町における各諸条件の概要、産業構造や地域経済の概要について整理するとともに、人口推移や行財政、安平町における過疎状況を整理しています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針 (5) 地域の持続的発展のための基本目標

北海道が策定する「過疎地域持続的発展基本方針」に基づき、安平町における過疎の状況を踏まえ、まちづくりの基本方針及び方向性、基本目標について記載しています。各計画との整合性を図り、将来にわたり持続的に発展させていくため、第2次安平町総合計画におけるまちづくりの基本方針及び方向性を本計画と連動させています。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 (7) 計画期間

計画の達成状況の評価手法、計画期間を記載しています。

総合計画や総合戦略の進捗管理にあわせて、外部有識者会議や議会などからの意見を踏まえ、適宜見直しを講じることとしています。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な考え方を「安平町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき記載しています。

■分野別の主な事業計画

12項目の分野について、それぞれ「現状と課題」、「その対策」、「事業計画」について記載しています。主な事業内容は次のとおりです。

分野	主な事業内容
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸共同住宅建設等支援事業 定住促進事業（住宅建設奨励助成金など） 地域おこし協力隊活用事業 など
産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 基幹水利施設管理事業 安平町米麦乾燥調製施設 粗選機更新事業 町有林管理事業 ・ サテライトオフィス整備事業 新規就農対策事業 など
地域における情報化	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報告知ネットワーク設備整備工事 あびらチャンネル制作委託事業 など
交通施設の整備、交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 遠浅酪農2号線改良舗装事業 向陽3号線改良舗装事業 地域公共交通対策事業 など
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 追分地区水道再編推進事業 公共下水道整備事業 安平町共同墓建設工事 など
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育所創設補助事業 社会福祉法人富門華会障害者支援施設整備補助事業 健康寿命延伸事業 など
医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制業務（休日夜間地域医療体制確保助成事業） 専門医確保助成事業 地域医療提供体制維持費等補助事業 など
教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> 早来小学校・中学校整備事業 避難所非常用電源対策事業 あびら教育プラン推進事業 など
集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム助成事業 地区別計画策定・協働体制構築事業 空家住宅購入費助成事業 など
地域文化の振興等	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財災害復旧事業補助金 鉄道資料館整備事業
再生可能エネルギーの利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設LED化事業 町内街灯整備事業
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化起業人活用事業（地域おこし企業人） まちづくり事業支援交付金事業 など

■計画策定手続きの流れ

- ・北海道(胆振総合振興局)との協議（事前協議）
- ・北海道との協議（事前協議）
- ・町民参画手続き（審議会、パブリック・コメント）
- ・北海道との協議（正式協議）
- ・町議会への議案上程
- ・国、北海道への計画送付